

政令第二百一号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び同理事会決議第千九百八十九号」を「、同理事会決議第千九百八十九号、同理事会決議第千二百五十三号及び同理事会決議第千二百五十五号」に改め、同条第二項中「及び同理事会決議第千九百八十九号」を「、同理事会決議第千九百八十九号及び同理事会決議第千二百五十三号」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国際連合安全保障理事会決議第二千二百五十三号及び同理事会決議第二千二百五十五号の採択に伴い、これらの理事会決議について、国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議として追加する等の必要があるからである。